

# 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 による処遇改善について

当法人では、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を活用し、令和元年度に以下の処遇改善を行いました。

【法人全体】

## 介護職員処遇改善実績報告書(令和元年度)

① 算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算 I	
② 賃金改善実施期間	令和 1 年 4 月 ~ 令和 2 年 3 月	
③ 令和元年度介護職員処遇改善加算総額		59,884,870 円
④ 賃金改善所要額 (i - ii)		78,789,876 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額		444,160,662 円
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額		365,370,786 円
⑤ 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。	正職員基本給の増額、パート職員の時給増額を平成24年度より30年度まで毎年実施し、令和元年度はその水準を維持した。それに伴い、賞与支給額の増加、時間外手当の時間単価の増加。パート職員で介護福祉士資格を取得した際の時給増、パートから正職員へ雇用形態改善などの実施により、1人当年平均 正職員120,634円、パート64,578円の改善。	

## 介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度)

① 算定した加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算(特定加算 I ; 9事業所 特定加算 II ; 3事業所)	
② 賃金改善実施期間	令和 1 年 4 月 ~ 令和 2 年 3 月	
③ 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算総額		10,512,950 円
④ 賃金改善所要額 (i - ii)		10,896,088 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額		455,056,750 円
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額		444,160,662 円
⑤ 経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii - iv) / v)		92,382 円 ・ 64 人
iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額		304,193,328 円
iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額		298,270,739 円
v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数		64 人
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が月額440万円以上となった者(実人数)		33 人】
⑥ 他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi - vii) / viii)		91,173 円 ・ 55 人
vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)		150,863,422 円
vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額		145,889,923 円
viii) 当該事業所における他の介護職員の人数		55 人
⑦ その他の職種(③)における平均賃金改善額((ix - x) / xi)		0 円 ・ 人
⑧ 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお、①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。)	<p>①「経験・技能のある介護職員」介護福祉士資格を有する正規職員(他の法人での勤務経験を含む)。</p> <p>②基本給増額、基本給増に伴い時間外手当単価増。1人月平均4,233円、年平均50,798円増)。基本給増に伴い賞与支給額増。(1人平均8,548円増)</p> <p>③月4回を超える夜勤1回につき1,000円の加算増設。</p> <p>④「他の介護職員」時間給の増加(時間給1人平均64円増)。賞与支給率増(年間0.03ヵ月増、1人平均18,279円増)</p>	

2020年 7月31日

医療法人 道東勤労者医療協会  
理事長 黒川 聰則

## 所定疾患施設療養費について

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護保険視閲において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から肺炎や尿路感染症などの疾患を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。  
当施設では、所定疾患療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、利用の実施状況を報告致しております。

### 条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった方に対し、利用管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に 1 回に連続して 7 日間を限度として、月 1 回に限り算定するものであって、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定する事は認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできません。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること  
肺炎  
尿路感染  
帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあつては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算算定状況を報告すること。

### 【主な治療内容】

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗菌剤の内服・点滴 レントゲン（連携病院等にて実施） 水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行います
尿路感染	血液検査、尿検査、抗菌剤の内服・点滴 水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行います
帯状疱疹	抗ウイルス剤点滴 疼痛に対する投薬治療 創部の保護及び処置

